



なんでやねん

発行責任者 倉橋 忠



No.38

課税所得331万円の人、課税所得330万円の人より

手取りが少なくなるのだろうか？

所得税は、個人の所得に課せられる税です。所得税の徴収方法で世界のほとんどの国で採用されているのが**累進課税**です。日本の所得税は**超過累進税**です。所得が大きければ大きいほど、税率も大きくなります。課税される**所得金額**(課税所得)の大きさに応じて、最低税率

【所得税の累進税率】（平成27年分以降）	
課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円を超え 330万円以下	10%
330万円を超え 695万円以下	20%
695万円を超え 900万円以下	23%
900万円を超え 1,800万円以下	33%
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

は5%で、最高税率は45%と定められており、課税所得に応じた税率の変わり目が設けられています。ただし、収入金額がそのまま課税対象になるわけではありません。課税所得は、収入金額から種々の**控除額**を引いた後の所得のことです。収入700万円の給与所得者で、専業主婦の妻と15歳以下の子どもだけの世帯の場合は、おおむね課税所得330万円になります。控除には**給与所得控除**や**扶養控除**などがあります。

さて、累進課税では、税率の境目にいる人は、多い所得の方が税を支払った後の手取り額が少なくなるから、税率を超えないように稼ぐほうが得だと言う人がいます。

例えば、課税所得195万円を超え330万円以下の場合は税率10%、330万円を超え695万円以下の場合は税率20%となっています。もし、課税所得が330万円の人が1万円多く稼ぐと、所得税は、 $330\text{万円} \times 10\% = 33\text{万円}$ から、 $331\text{万円} \times 20\% = 66.2\text{万円}$ になるのでしょうか。たった1万円多く稼いだだけで、 $66.2\text{万円} - 33\text{万円} = 33.2\text{万円}$ も多く所得税を払い、手取り額が少なくなるのでしょうか？

【答え】

超過累進税は、「課税される所得金額」がその枠を超えた際、超えた分に対してのみ、高い税率となります。税額は、それぞれの「枠」で算出した後に合計します。

したがって、 $195\text{万円} \times 5\% = 9\text{万}7500\text{円}$

$(330 - 195\text{万円}) \times 10\% = 13\text{万}5000\text{円}$

$(331 - 330\text{万円}) \times 20\% = 2000\text{円}$ の所得税となります。ですから、

課税所得330万円の場合は、 $9\text{万}7500\text{円} + 13\text{万}5000\text{円} = 23\text{万}2500\text{円}$ となり、

課税所得331万円の場合、 $9\text{万}7500\text{円} + 13\text{万}5000\text{円} + 2000\text{円} = 23\text{万}4500\text{円}$

です。ですから、課税所得が1万円超過の場合は、所得税は2000円高くなります。

所得税を増税する場合、どんな方法が公正なんだろう

国家の仕事は国民から徴収した税で支えられています。今日の政治は国民の福祉のために行われているのですから、国民が税を納めるのは当然です。しかし、「どのような税制がもっとも公正なのか」となると、人々の意見が分かれます。ここでは、所得税を増税する場合を例に考えてみましょう。

国家の財政赤字を増やさないために、増税するとすれば、あなたならどの方法を選択しますか。「用語解説編 No22」の資料と、下の「所得税率と住民税率の推移」を参考にして、どの増税の方法が公正なのか、グループで意見交換しましょう。

- A 低所得者の税率を上げる。
- B 高所得者の税率を上げる。
- C 低所得者も高所得者も、同じように税率を上げる。
- D その他の方法を考える。

【考えるためのヒント】

所得税の課し方には、**定額税**、**定率税**、**累進課税**の3つの方法があります。

定額税の方法は、一般に「人頭税」と呼ばれています。これは貧困になればなるほど負担が大きくなる、**逆進性**がきわめて大きい(富裕層がものすごく優遇される)と言われます。しかし、古代では、この方法が公平だと考えられていました。たとえば、旧約聖書にも「あなたたちの命を贖うために主への献納物として支払う銀は半シェケルである。豊かなものがそれ以上支払うことも、貧しい者がそれ以下支払うことも禁じる」(出エジプト記30章15節)と記されています。今の日本でも、町内の自治会費や組合費などは所得に関係なく同じ金額を負担しています。

定率税の方法は、実際にマンションの管理費などで使われています。占有面積1㎡に対する金額を決めて、使用している部屋の広さに応じて管理費を負担する方法です。それによれば、ワンルームの管理費は少なく、5LDKは高くなります。

累進課税。日本では超過累進税が採用されていますが、税率は推移してきました。

所得税の税率の推移(イメージ図)			
昭和61年分	平成6年分	平成18年分	現行(平成27年分(平成28年度分)以降)
15段階 【課税最低額: 235.7万円】 給与収入	5段階 【課税最低額: 327.7万円】 給与収入	4段階 【課税最低額: 325.0万円】 給与収入	7段階 【課税最低額: 354.5万円】 給与収入
個人住民税の税率の推移(イメージ図)			
昭和62年度分	平成6年度分	平成18年度分	現行(平成27年分(平成28年度分)以降)
14段階 【課税最低額: 191.2万円】 給与収入	3段階 【課税最低額: 284.9万円】 給与収入	3段階 【課税最低額: 270.0万円】 給与収入	一律 【課税最低額: 294.5万円】 給与収入
(注1) 課税最低額は、夫婦2人(子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当)の場合の数値である。 (注2) 社会保障料控除額のモデル計算式を平成27年に改訂しており、上記の課税最低額の計算においては、その改訂後のモデル計算式を用いている。 (注3) 平成6年(度)分の課税最低額は特別減税前の数値である。 (注4) 2013年(平成25年)1月から2027年(令和9年)12月までの期間措置として、別途、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が課される。			